

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第75号

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターの基本構想策定に係るアドバイザー業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

平成21年10月2日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 高杉 豊

- 1 業務名称 大阪府立成人病センター基本構想策定に係るアドバイザー業務
- 2 業務内容
 - (1) 大阪府立成人病センター基本構想策定支援業務
 - (2) PFI導入可能性検討支援業務
 - (3) 病院会計の長期収支分析支援業務
 - (4) 事業計画(資金計画・収支計画)策定支援業務
- 3 契約期間
本契約締結日から平成22年3月31日
- 4 委託金額 20,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内
- 5 契約の締結と大阪府における議会の議決
契約締結の際に、大阪府において、当該業務に関する大阪府予算に係る議会の議決がなされていない場合は、仮契約を締結し、議決がなされた後、本契約とする。
ただし、議会の議決が得られないときは、仮契約の効力は一切生じないものとする。
- 6 プロポーザルに参加する者に必要な資格
申込者は次の要件を満たし、大阪府立病院機構の求めに対して、常に次の要件を満たす者により対応できる体制を確保できること。

なお、(1)から(3)については、単独またはグループ構成員の要件とする。(4)については構成員外の協力事務所でもよい。

- (1) P F Iによる公共施設の整備に対するアドバイザーとしての実績を有するなど、P F Iに精通していると認められること。
- (2) 病院の運営、経営コンサルタントの実績を有するなど病院経営に精通していること
- (3) 平成11年10月1日以降に病床数300床以上で5科以上の診療科を有する病院の設計の実績を有すること。
- (4) P F Iの導入検討に関して、法務、税務等に精通していること。
- (5) 公募型プロポーザル方式にかかる手続きの開始の公示日（以下「公示の日」という。）から技術提案書の提出日までの期間において、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア. 大阪府建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けているもの又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ. 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - ウ. 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（申込みの日までに該当請求に係る損害賠償金を納付した者を除く）
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(9) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(10) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

* 申込者は単独又はグループとし、1つの提案しか行うことができない。

* 本業務の受託者は、将来においてPFI事業として実施した場合、PFI事業者（民間事業者）又はそのアドバイザーになることは利益相反の観点から認めない。

* グループによる申込みの取り扱いについて

ア) グループの構成員は他のグループ構成員として重複参加しないこと。

イ) グループの構成員の中から代表者を1名選定すること。代表者は窓口となり、契約諸手続等を行い、委託の責を負うこと。

ウ) 構成員の名称、役割及び各担当者等を明らかにすること。

エ) 代表者は、グループ構成員が当該業務に連帯して責任を負う旨を示す協定書を提出すること。

7 提出資料

(1) 参加表明書（様式1号）

(2) 参加資格等確認書（様式2-1、2-2、2-3号）

(3) 管理技術者、各主任技術者経歴書（様式3-1、3-2、3-3、3-4、3-5号）

(4) 本業務のチーム構成（様式4号）

(5) 本施設への提案書（様式5号）

(6) 会社概要（主たる業種、業務内容、資本金、従業員数、PFI担当従業員数等）

* 様式は、平成21年10月6日（火）までに大阪府立病院機構のホームページ（<http://www.opho.jp/>）により交付する。

* 提出部数：（1）から（5）は正本1部、副本（写し）10部。（6）は3部

* 提出資料は、上記区分の順に左端をホッチキス止めした上、申込書一式ごとにA4ファイルで綴り、正本のみ表紙及び背表紙に申込者名を記入すること。

8 提案資料の提出日及び提出先

(1) 提出日 平成21年10月27日（火）午前10時から午前12時、午後1時から午後5時

(2) 提出先 大阪府立病院機構本部事務局 PFI推進グループ
大阪市住吉区万代東3丁目1番56号

* 提出資料は、提出先に持参すること。郵送、FAX送付による提出は受理しない。

(3) ヒアリング 申込者全員を対象に、提案内容等についてのヒアリングを行う。

9 募集要項等に対する質問の受付及び回答の公表

(1) 募集要項等（添付資料を含む）に対する質問及び意見を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

電子メールにより提出すること。電話その他の方法での受付は行わない。

イ 受付期間

平成21年10月5日（月）午前10時より平成21年10月13日（火）午後3時まで

ウ 募集要項等に対する質問の作成方法

募集要項等に対する質問は、様式「募集要項等に対する質問書」を利用して作成すること。

なお、作成はMicrosoft Excel（Microsoft Excel2000で対応可能なバージョン）による。

エ 提出先

様式に示す担当部署の電子メールアドレスまで送信すること。

(2) 募集要項等に対する質問への回答・公表

質問への回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると病院機構が認めるもの及び本事業に直接関連がない等の理由により回答を要しないと病院機構が認めるものを除き、10月20日（火）までに大阪府立病院機構のホームページ（<http://www.opho.jp/>）への掲載により公表を予定している。

10 選定方法

アドバイザー選定委員会を設置し、応募者全員の実績、精通度、実施体制、検討手法等についての提案内容等を総合的に評価し、最も優れた者を選定する。

審査基準は10月6日（火）までに大阪府立病院機構のホームページ（<http://www.opho.jp/>）への掲載により公表を予定している。

11 契約に関する事務を担当するグループの名称及び問合せ先

大阪府立病院機構本部事務局 PFI推進グループ

大阪市住吉区万代東3丁目1番56号

06-6692-8472